

臨検対応の実務

労使トラブル未然防止のために

原 労務安全衛生管理コンサルタント事務所

社会保険労務士 原 論 (はら さとし)

(元 労働基準監督官)

1. はじめに

自己紹介

社会保険労務士

原 論(はら さとし)

昭和43年 熊本県牛深市生まれ(現 天草市)

熊本市で育つ(現 熊本市北区)

昭和62年3月 熊本マリスト学園高校卒業

平成4年3月 国立千葉大学法経学部法学科卒業

平成4年4月 労働基準監督官として労働省入省(監督官第27期)

神奈川労働基準局 横須賀労働基準監督署第1課

藤沢労働基準監督署 第1課

平成7年4月 埼玉労働基準局 川口労働基準監督署 第1方面

局 監督課 監督係

平成11年4月 東京労働基準局 品川労働基準監督署 第1方面

平成13年4月 神奈川労働局 厚木労働基準監督署 労災課

横浜西労働基準監督署 第1課

横須賀労働基準監督署 第1課 衛生専門官

川崎南労働基準監督署 第1方面 副主任監督官

局 総務部企画室 情報管理専門官

厚木労働基準監督署 第3方面 主任監督官

平成23年3月 厚生労働省を退職

平成24年3月まで 非常勤として福岡労働局雇用均等室において
育児・介護休業トラブル防止指導員に任用

平成24年4月 原労務安全衛生管理コンサルタント事務所 開設

平成24年12月15日 社会保険労務士として登録
社会保険労務士登録番号 第40120093号

第1部 臨検対応の実務



1. 労働基準監督官

労働基準監督官採用試験

に合格して採用された厚生労働省の職員

厚生労働事務官、厚生労働技官とともに、
厚生労働本省、各都道府県労働局や労働基準監督署に配属される
国家公務員

全国に約3900人

労働基準監督官の配属先

従来 監督業務 → 監督官
 安全衛生業務 → 技官
 労災補償業務 → 事務官

現在、**新人事制度**というものが取り入れられ、
 新規の事務官・技官の採用がなくなり、すべて監督官に
 入れ替え予定

すぐにとはいわけないが、そこそこの年数を経験した監督官も、他の課の業務につくようになっている

所管する法律

労働基準法

家内労働法

最低賃金法

労働安全衛生法

賃金の支払いの確保等
に関する法律

じん肺法

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症
に関する特別措置法

作業環境測定法

労働基準法

第101条

労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

労働基準法

第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。



特別司法警察員という位置づけ

警察が行う逮捕、捜索差押など
すべて可能

監督課(方面)配属の監督官の業務

臨検監督	呼出し等による監督も含む
災害調査	事故発生時の原因究明(技官業務)
許認可実地調査	許認可申請に対する調査
未払賃金立替払実地調査	賃金の支払いの確保等に関する法律に基づく調査
司法捜査	
届け出書類等受付	
相談対応	

2. 臨検監督

※ 参考

監督業務では、事業場を訪問すること **臨検**
安全衛生業務では **実地調査、立入**など
労災業務では、**臨戸 実地調査**など

監督官の行う監督業務

定期監督

災害時監督

申告監督

再監督

16

定期監督

各監督署ごと年間で立てられた計画をもとに、月別に監督官ごと割り振られた監督

それぞれ、主眼となる項目があり、安全衛生に関する監督が最も多くなる

特に、死亡事故の多い建設業がかなりの割合を占める

各監督署の地域性により、内容が異なる

17

臨検監督を実施すると

必ず、**監督復命書** を作成することになる

上司の決裁が行われ、データとして記録される(永年)

全国どこからでも、違反の記録は閲覧可能(一部制限はある)

→ なかったことにはできない

行政運営方針

厚生労働省で定めた地方運営方針に従い、各局の地域性に応じて、どのような行政を展開していくのか明らかにした文書



平成 25 年度

労働行政運営方針

厚生労働省 愛媛労働局

- 訓練ニーズの把握及び訓練関係機関への体系的な情報提供
- 公共職業訓練の認定状況、訓練ニーズ等を踏まえた地域職業訓練実施計画の策定
- 求職者の選性・能力を踏まえた適切な訓練への誘導
- 担当事業による訓練終了者に対する集中的な就職支援
- 訓練実施機関との緊密な連携
- イ 障害者の職業能力開発の促進
 - 障害者職業能力開発校における訓練、障害者委託訓練の積極的かつ効果的な受講あっせん
 - 求職障害者及び事業主に対する職業訓練の周知

- ロ 民間等の労働力供給調整事業の適正な運営の確保
 - ア 法制度の周知、指導監督、許可申請、届出処理等の効果的・適切な実施
 - イ 違法な労働者派遣・職業紹介等の事業の把握と厳正な指導監督の実施
 - ウ 社会保険等の加入確認の徹底等による派遣労働者の保護の促進

- ロ 雇用施策に関する取組目標
(別紙「平成25年度ハローワーク関連業務に係る設定目標」参照)

2 安心して働くことのできる環境整備

- (1) 労働者の安全と健康確保対策の促進
 - ア 第12次労働災害防止計画の目標達成に向けた労働災害を減少させるための重点業務対策の促進
 - 第三次産業における労働災害防止対策の促進
 - ・小売業における転倒災害等の防止
 - ・社会福祉施設における転倒災害、撲滅災害の防止
 - ・飲食店における転倒災害、切れ・こすれ災害、高温・低温物との接触災害の防止
 - 運送貨物運送事業における荷役作業時の災害防止
 - イ 重要な労働災害を減少させるための重点業務対策の促進
 - 建設業における墜落・転落災害の防止、新規参入者教育、安全衛生教育の効果的な実施、自主的安全衛生活動の強化と百建設現場の統括安全衛生管理の徹底
 - 製造業における機械災害等の防止
 - 林業におけるかかり木処理に係る災害の防止
 - ウ 化学物質による健康障害防止対策の促進
 - 特定化学物質障害予防規則等の遵守徹底をはじめとした適切なリスク防止措置

- 化学物質の調査・提供時における信頼性情報の確実な伝達への指導
- エ メンタルヘルス対策の促進
 - 職場におけるメンタルヘルス対策に取り組み事業場に対する支援
 - 中小規模事業場に対する教育研修、職場復帰支援等のメンタルヘルス対策の計画的指導
- オ 過労労働による健康障害防止対策の促進
 - 過労労働のおそれのある事業場への労働時間、健康管理等の窓口指導、監督指導
- カ 放射線障害予防対策の促進
 - 放射線障害予防対策の促進
- キ 石綿障害予防対策の促進
 - 建築物の解体作業における石綿障害予防規則に基づく適切な措置の徹底
 - 地方自治体との連携による事前調査の適切な実施
 - 石綿含有製品の輸入禁止の徹底
- ク 職業性皮膚病等の予防対策の促進
 - 第8次付じん障害防止組合対策の徹底
 - 熱中症予防対策の促進
- ケ 職場における労働環境改善対策の促進
 - 職場での労働環境改善対策と助成金等活用等の周知、啓発
- コ 事業場の産業保健活動への効果的な支援
 - 自主的な安全衛生活動の促進
 - リスクアセスメントの普及促進に向けた重要性の発信

- (2) 労働条件の確保・改善対策
 - ア 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等
 - 法定労働条件の履行確保等
 - ・労働基準関係法令の遵守徹底と重大・悪質事案に対する厳正な対応
 - ・有期契約労働者に関する「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」の明示等の周知徹底
 - ・解雇、資金不払等に関する中告事案の早期解決に向けた迅速かつ適正な対応
 - 長時間労働の抑制のための監督指導等
 - ・労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の履行確保
 - ・時間外労働協定の適正な締結と限度基準の遵守への指導
 - ・過労労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対する重点的な指導
 - 資金不払債権の防止
 - ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守
 - ・「資金不払債権組合対策要綱」に基づく総合的な対策の推進

- 重大・悪質事案に対する厳正な対応
- 未払資金立替法制度の迅速かつ適正な運用
- イ 労働契約に関するルールへの周知啓発
 - 労働契約法や裁判例の趣旨、内容についての労使双方への情報提供・周知
 - 大企業等、大企業連合会等の情報提供、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事業等への迅速かつ適切な監督指導
 - 改正労働契約法の内容及びモデル就業規則等の周知
- ウ 特定の労働分野における労働条件確保改善対策の推進
 - 自動車運転者
 - ・ 労主を含む関係業界等に対する労働基準関係法令等の周知及び理解の促進
 - ・ 労務管理機関との連携の強化
 - 障害者である労働者
 - ・ 障害者虐待防止の観点を含めた障害者である労働者の法定労働条件の履行確保と障害者を使用する事業主に対する啓発・指導による問題事案の発生防止及び早期更正
 - ・ 関係機関との連携の強化と積極的な情報共有
 - 外国人労働者、技能実習生
 - ・ 労働契約締結時の労働条件の書面による明示、資金支払の適正化等の徹底
 - ・ 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反事案に対する厳正な対応及び出入国管理機関との相互連携体制の確実な運用
 - 介護労働者
 - ・ 介護事業の許可権限を有する愛媛県等との連携による労働基準関係法令の遵守徹底
 - 派遣労働者
 - ・ 派遣元事業主及び派遣先に対する労働基準関係法令の周知・遵守徹底
 - 医療機関の労働者
 - ・ 労働時間管理の適正化に向けた医療機関への監督指導
- エ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
 - 「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発
 - 的確な監督指導の実施と懲罰処分を含めた厳正な対応
- ㉔ 適正な労働条件の確保
 - ア 適正労働の解消と仕事と生活の調和実現に向けた働き方・休み方の見直し
 - 「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の周知
 - 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導
 - 労働時間等の設定改善に取り組み中小企業等への支援

どのような会社に立ち入ってくるのかは、完全に**秘**

ただし

➔

運営方針を見ることにより、その年度の傾向が、容易に判断できる

重要という順番に項目が並べられている一番多くの「人目」をかけることになる

※ ただし、署の地域性によっても違いが出てくる

今年度 一番目に**安全衛生**に関する内容

今年度は、12次労働災害防止計画の初年度
 従来の災防計画と異なり、第三次産業等への災害防止が盛り込まれた
 小売業、飲食業、社会福祉業の労働災害防止
 運送業の荷役作業時の事故



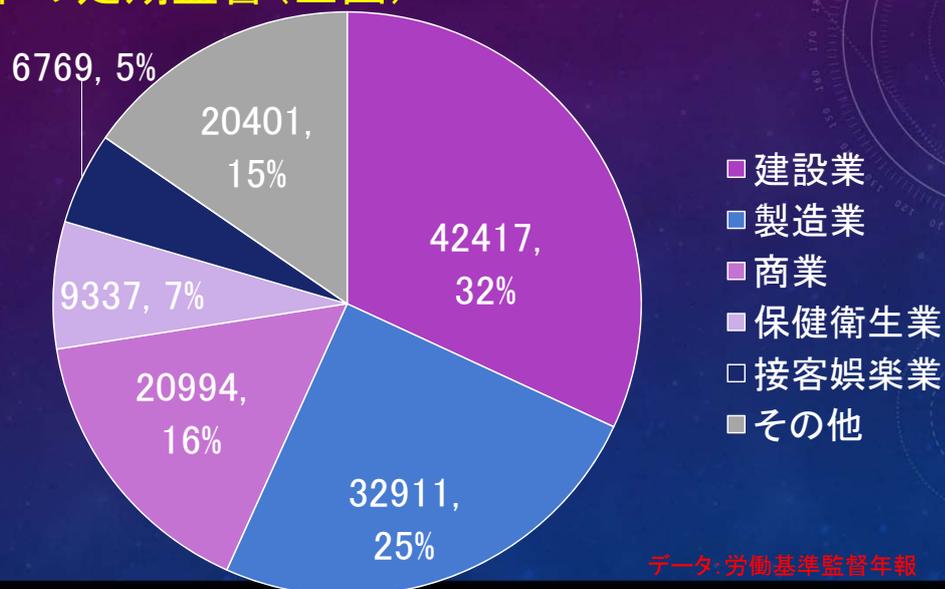
必然的に、これらの業種への
 安全衛生の指導が増えること
 になる

平成24年 業種別・署別労働災害発生状況 確定

業種別	局		増減		松山		新原典		今治		八幡浜		宇和島	
	24年	23年	件数	前減率	24年	23年	24年	23年	24年	23年	24年	23年	24年	23年
全	(16) 1560	(14) 1528	+32	+2.1%	(6) 583	(5) 578	(3) 447	(2) 410	(3) 205	(3) 209	(2) 181	(4) 199	(2) 144	134
増減	(5) 454	(4) 502	-48	-9.6%	(2) 123	133	(2) 176	(1) 188	80	(3) 100	(1) 56	60	19	21
農林業	111	117	-6	-5.1%	53	42	25	25	4	14	20	26	9	10
畜産	10	15	-5	-33.3%			3	3	4	10	3	2		
その他の農林業	5	5	±0	±0%			3	1		3	2			1
木材・木製品製造業	(1) 27	29	-2	-6.9%	10	11	3	7	1	1	(1) 13	11		
皮革・皮革製品製造業	6	7	-1	-14.3%	3	5			3	1				
パルプ・紙製造業	(1) 21	26	-5	-19.2%	2	1	(1) 18	25			3	1		
印刷工業製造業	28	33	-5	-15.2%	2	1	26	32						
印刷・製本業	4	10	-6	-60.0%		3	3	4	1	3				
化学工業	21	20	+1	+4.8%	9	14	9	4	1	1	1	1	1	1
医薬品製造業	(3) 28	(1) 12	+16	+133.3%	(2) 12	3	(1) 6	1	5	(1) 5	5	2		
鉄鋼業	8	7	+1	+14.3%			8	6						
非鉄金属製造業	1	6	-5	-83.3%	1	4		2						
金属製品製造業	49	64	-15	-23.4%	10	20	26	22	12	17	1	4	1	1
一般機械製造業	41	(1) 50	-9	-18.0%	8	11	24	(1) 32	5	4	3	2	1	1
電気機械製造業	7	7	±0	±0%	4	3	1	4	1	1	2	6	4	5
輸送用機械製造業	54	(2) 60	-6	-10.0%	1	2	6	5	41	(2) 42	2	6	4	5
電気・ガス・水道業	3	3	±0	±0%	1	1	1	1	1	1				
その他の製造業	30	34	-4	-11.8%	9	14	14	15	1	1	3	4	3	1
卸売業	6	13	-7	-53.8%		3	1		4	9	1			
小売業	(4) 234	(3) 197	+37	+18.8%	(1) 79	(1) 84	53	36	(3) 37	28	36	(2) 31	29	18
福祉・社会福祉業	(1) 68	(2) 62	+6	+9.7%	20	23	7	13	(1) 13	8	12	(2) 13	16	5
建設業	(2) 134	(1) 103	+31	+30.1%	(1) 52	(1) 49	34	17	(1) 17	13	21	14	10	10
土石採取等建設業	(2) 33	21	+12	+57.1%	(1) 5	4	12	3	(1) 5	3	7	4	4	7
その他の建設業	(1) 32	32	±0	±0%	7	12	12	6	(1) 7	7	3	4	3	3
運送・運輸業	17	11	+6	+54.5%	11	8	1	1	1	1	2	1	2	1
自動車運送業	(2) 164	159	+5	+3.1%	(1) 61	66	55	56	19	13	18	17	(1) 11	7
航空運送業	13	15	-2	-13.3%	4	2	8	12	1					
海上運送業	10	9	+1	+11.1%	2	1	7	7	1					
郵便業	25	27	-2	-7.4%	4	1	2	3	1	1	15	17	3	6
情報・通信業	(3) 54	(2) 70	-16	-22.9%	15	(1) 27	(1) 6	3	4	1	(1) 13	(1) 19	(1) 16	20
放送業	29	(1) 29	±0	±0%	3	2	4	2	1	3	5	(1) 7	16	15
娯楽業	(2) 189	(3) 181	+8	+4.4%	(2) 90	(2) 90	52	(1) 42	20	21	12	9	15	19
土石採取等建設業	(1) 136	(2) 143	-7	-4.9%	(1) 57	(1) 71	42	(1) 36	15	12	10	8	12	16
卸売業	23	16	+7	+43.8%	14	6	4	6	3	2	1	2	1	1
小売業	1													
福祉・社会福祉業	29	22	+7	+31.8%	16	11	7	2	2	4	2	2	2	3
建設業	5	4	+1	+25.0%	2	3	2		1	1				
運輸業	128	116	+12	+10.3%	54	47	33	31	17	15	13	14	11	9
情報・通信業	82	72	+10	+13.9%	31	27	22	22	11	7	11	11	7	5
娯楽業	80	(1) 86	-6	-7.0%	47	(1) 51	15	10	9	7	2	13	7	5
土石採取等建設業	47	42	+5	+11.9%	30	26	7	4	6	4	1	6	3	2
卸売業	55	34	+21	+61.8%	30	17	16	10	1	1	2	3	6	3
小売業	1													
その他の製造業	54	46	+8	+17.4%	30	25	12	8	4	3	3	4	5	6



23年中の定期監督(全国)



監督署における監督指導状況・司法処理件数・申告処理状況

(全国)

年	随時監督実施事業場数			監督実施率	違反率	司法処理件数								申告処理件数					
	定期監督等	その他の監督	計			企業種		製造業		建設業		商業		要処理分		前年よりの繰越し		当年受理	
						件	件	件	件	件	件	件	件	件数	前年対比	件数	前年対比	件数	前年対比
6	162,366	26,476	188,842	4.3	56.7	1,240	(100.0)	324	(26.1)	654	(52.7)	57	(4.6)	24,964	106.4	4,574	138.6	20,390	101.1
7	175,875	27,036	202,911	4.7	58.8	1,310	(100.0)	324	(24.7)	681	(52.0)	76	(5.8)	25,386	101.7	4,538	99.2	20,848	102.2
8	164,611	26,281	190,892	4.4	54.0	1,411	(100.0)	349	(24.7)	735	(52.1)	87	(6.2)	25,537	100.6	4,043	89.1	21,494	103.1
9	145,041	27,138	172,179	3.8	55.7	1,264	(100.0)	247	(19.5)	676	(53.5)	83	(6.6)	27,850	109.1	4,433	109.6	23,417	108.9
10	153,563	32,534	186,097	4.1	54.6	1,209	(100.0)	298	(24.6)	589	(48.7)	83	(6.9)	33,554	120.5	4,758	107.3	28,796	123.0
11	146,160	34,097	180,257	4.0	59.7	1,262	(100.0)	316	(25.0)	597	(47.3)	87	(6.9)	35,352	105.4	6,123	128.7	29,229	101.5
12	147,773	37,091	184,864	4.1	58.8	1,385	(100.0)	342	(24.7)	637	(46.0)	102	(7.4)	38,743	109.6	5,764	94.1	32,979	112.8
13	134,623	39,066	173,691	3.8	63.4	1,346	(100.0)	315	(23.4)	624	(46.4)	106	(7.9)	41,444	107.0	6,488	112.6	34,956	106.0
14	131,878	41,236	173,114	3.8	62.7	1,328	(100.0)	322	(24.2)	568	(42.8)	121	(9.1)	43,898	105.9	6,422	99.0	37,476	107.2
15	121,031	43,474	164,505	3.6	65.6	1,399	(100.0)	346	(24.7)	593	(42.4)	122	(8.7)	46,009	104.8	6,954	108.3	39,055	104.2
16	122,793	42,835	165,628	3.6	67.1	1,339	(100.0)	312	(23.3)	571	(42.6)	113	(8.4)	43,423	94.4	6,795	97.7	36,628	93.8
17	122,734	41,407	164,141	3.7	66.3	1,290	(100.0)	303	(23.5)	525	(40.7)	106	(8.2)	41,003	94.4	6,072	89.4	34,931	95.4
18	118,872	42,186	161,058	3.6	67.4	1,219	(100.0)	286	(23.5)	470	(38.6)	97	(8.0)	40,234	98.1	5,442	89.6	34,792	99.6
19	126,499	42,234	168,733	4.1	67.9	1,277	(100.0)	308	(24.1)	458	(35.9)	122	(9.6)	40,254	100.0	4,724	86.8	35,530	102.1
20	115,993	43,097	159,090	3.9	68.5	1,227	(100.0)	295	(24.0)	484	(39.4)	92	(7.5)	44,432	110.4	5,145	108.9	39,287	110.6
21	100,535	46,325	146,860	3.6	65.0	1,100	(100.0)	285	(25.7)	375	(33.8)	114	(10.3)	48,448	109.0	5,976	116.2	42,472	108.1
22	128,959	45,574	174,533	4.3	66.7	1,157	(100.0)	268	(23.2)	400	(34.6)	102	(8.8)	44,736	92.3	6,588	110.2	38,148	89.8

情報をもとに実施する監督

情報監督

個人の権利救済を求めることなく、事業場の法令違反を知らせる目的で得た情報



申告監督

個人の権利救済を求める者からの申し立てによる

名前を出していると、公益通報者保護法に基づく保護の対象

情報監督

行くからには外したくない

ある程度確かなものから優先順位を付けて行う
情報は、本人、家族などの情報が主
命にかかわる問題は最優先

労働時間や時間外手当など、ある程度の把握は行っている可能性が高い



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

PressRelease

報道関係者 各位

平成 25 年 8 月 8 日
【雨会先】
労働基準局監督課 (内線 5423)
課長 長 奥津 芳郎
副課長 中野 隆史 佐藤 伸宏
中央労働基準監督官 梶原 真志
労働基準局労働条件改善課資金特設室 (内線 5372)
大丘 官房 参事官 星野 隆治
室長補佐 小原 貴人
職能安定局課長・有期労働対策部
若年者雇用対策室 (内線 5775)
室長 長 牛島 聡
室長補佐 高西 盛登
<代番・直通電話>
(代番番号) 03(5253)1111
(監督課直通) 03(3595)2202
(資金特設室直通) 03(3552)6727
(若年者雇用対策室直通) 03(3597)0381

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の3点を取組の柱とし、具体的な対策を行います。

- 1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。
9月を「適宜労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施
- 2 相談にしっかり対応します。
9月1日に全国一斉の電話相談を実施
- 3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。
一層の周知啓発の徹底

政府のブラック企業対策

長時間労働の抑制に向けた、集中的な取組

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施

過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底

重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表

相談にしっかり対応

9月1日(日)に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する『電話相談』を実施(終了)

「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付け

職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進

パワーハラスメント(パワハラ)によって若者を「使い捨て」にすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発

2013年 参議院議員選挙

居酒屋チェーン店の会長が政権政党から立候補し、**当選**



政権政党

ブラック企業を推進する政党のイメージ



災害時監督

労働者死傷病報告、労災保険の療養の給付等請求書(5号)により把握した災害

事故の原因が法令違反によるものと推測され、設備の改善、作業の変更などが必要になると判断した事故

各局の判断基準により臨検監督として指導を行う(食品機械、プレス災害など)

申告監督

労働者の申告権に基づき、事業場の法令違反に対して改善の指導を求める

相手を処罰してもらいたいという意味とは異なる

名前を明かしてもよいという場合
匿名だが情報があつたと明かしてよい場合
情報があつたことも匿名にしてもらいたいという場合

再監督

前述臨検監督 および 災害調査 を実施し、是正勧告書、もしくは使用停止命令書を交付した事業場

是正報告が行われていない事業場
是正報告書の内容が不十分なもの
違反内容が重大なもの

再び臨検監督を実施する

36

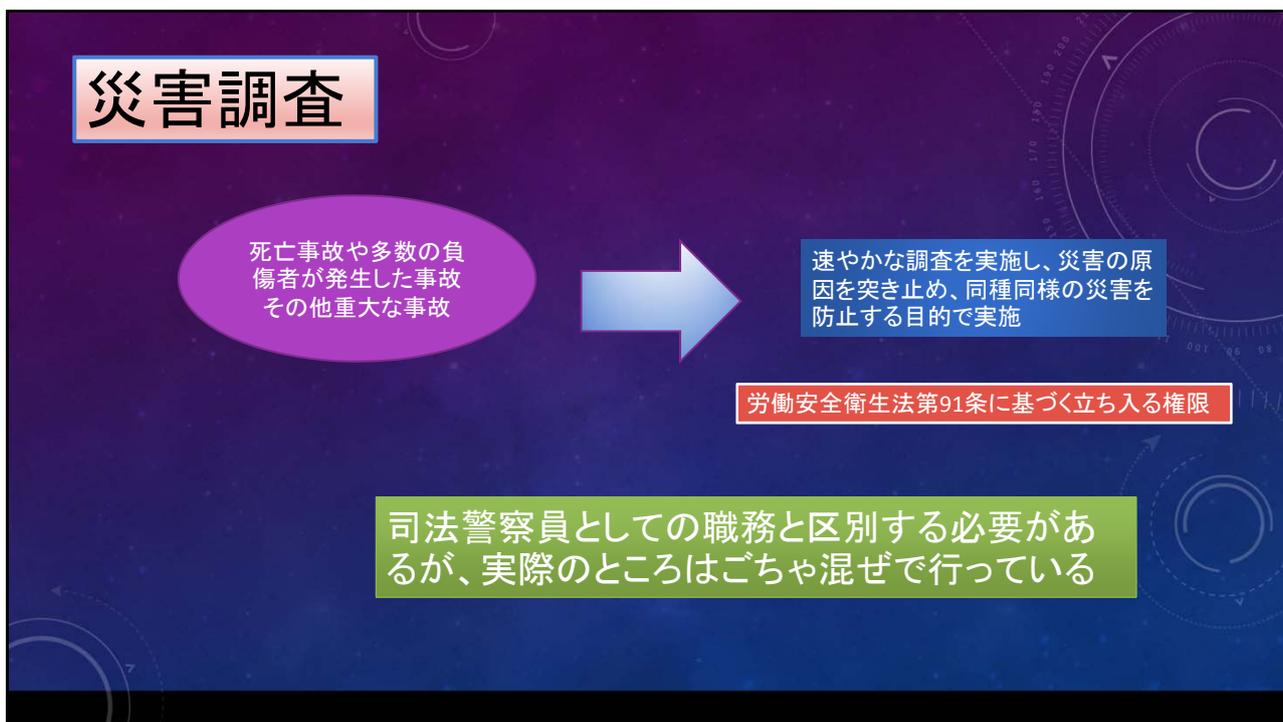
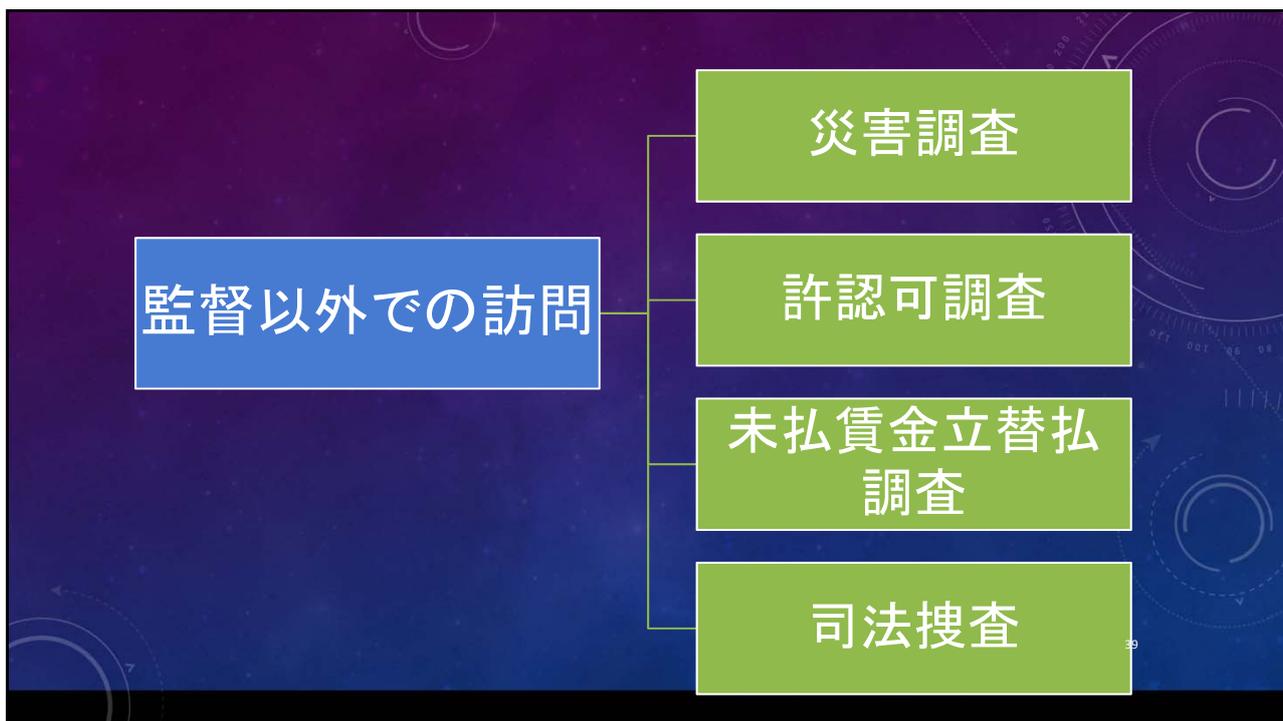
最終是正督促

同じ指摘事項を期日を区切って督促

それにも従わない場合には、送検手続きに移行



3. その他の臨検



愛媛・松山市のコンクリート工場-作業員が砂に埋まる/
www.roumuanzensei.jp/2012/07/07/コンクリ工場-作業員が砂に埋まる/

災害調査 の記事

愛媛・松山市のコンクリート工場作業員 07月 4人生き埋め 2人死亡

コンクリ工場“作業員が砂に埋まる”

松山市消防局によりますと、7日午後7時半ごろ、松山市馬木町にある「愛媛産光コンクリート工業」の従業員から「作業員が砂に埋まっている」と消防に通報がありました。消防などによりますと、砂に埋まったのは従業員4人とみられ、作業中に工場の敷地内にある原料用の砂を保管しておく容器の中に落ちて埋まったということです。このうち2人は男性で、上半身が砂から出ている状態で見つかり、意識があるということです。消防が救助作業を行っています。
NHK ONLINE 7月7日 21時10分

コンクリ製造工場 救出作業が続く

7日夜、松山市のコンクリート製造会社の工場で、砂を保管していた容器の中で作業をしていた従業員4人が陥れた砂に埋まりました。このうち2人は上半身が砂から出ている状態で、残りの2人は全身が砂に埋まっているということで、消防が救助活動に当たっています。7日午後7時半ごろ、松山市馬木町にある「愛媛産光コンクリート工業」の従業員から、「作業員が砂に埋まった」と消防に通報がありました。消防や警察などによりますと、砂に埋まったのはこの会社の従業員ら男性4人で、工場の敷地内にある原料用の砂を保管している「骨材ヤード」と呼ばれる高さ9メートル、横6メートル、縦6メートルの容器の中で砂に埋まったということです。4人のうち2人は上半身が砂から出ている状態で、2人も意識があるということです。また、残りの2人は全身が砂に埋まっているということです。消防が救助作業を続けていますが、作業は継続しているということです。4人は容器の中で作業を行っていたところ、突然、崩れ落ちてきた砂に埋まったということです。
NHK ONLINE 7月7日 22時13分

コンクリ製造会社、作業員4人砂に埋まる…松山

7日午後7時35分頃、松山市馬木町の生コン製造会社「愛媛産光コンクリート工業」から、「作業員が砂に埋まった」と119番があった。松山市消防局の消防隊員や愛媛県警松山西署員が駆けつけたところ、「骨材ヤード」と呼ばれる貯蔵施設内で作業員計4人が砂に埋まっていた。このうち、男性2人は砂から上半身が出た状態で、意識はあるが、残る2人は完全に埋まっている状態といい、消防隊員らが救出作業を進めている。

- ホーム
- 労務管理のリスク
- 業務内容
- ニュース
- 事務所概要
- リンク
- ブログ

ブラック企業にならないためのセミナーで講演します。



企業防衛セミナー

クイック福岡様の開催するセミナー【無料】で、ブラック企業と呼ばれないための講演

3月 - 原事故所〜ブラッ
www.roumuanzensei.jp/ニュース/2013年/3月/

送検の 記事

■ 工場の死亡事故で書類送検 松山

去年7月、松山市のコンクリート製造会社の工場から従業員2人が陥れてきた砂に埋まった死亡事故で、警察は会社側が作業の安全管理を怠っていたとして、社長と役員ら3人を業務上過失致死死傷の疑いで書類送検しました。この事故は去年7月、松山市のコンクリート製造会社、「愛媛産光コンクリート工業」で、原料の砂を貯蔵している「骨材ヤード」と呼ばれる施設の中で作業していた従業員4人が陥れてきた砂に埋まり、2人が死亡し、2人がけがをしました。警察が調べたところ会社側が作業の際に従業員に命綱をつけさせたり、足場を設置するなどの必要な安全措置を取っていなかったことがわかり、警察は18日、社長の西岡隆盛容疑者と役員で工場長の山本秀樹容疑者など3人を、業務上過失致死死傷の疑いで松山地検に書類送検しました。松山労働基準監督署も、会社と工場長を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました。愛媛産光コンクリート工業は「責任者がいないのでコメントできません」としていません。
NHK ONLINE 03月18日 22時44分

松山の生き埋め死亡事故 社長ら3人書類送検

松山市馬木町のコンクリート製造会社「愛媛産光（りょうこう）コンクリート工業松山工場」で社員4人が砂に生き埋めになり、現場責任者（当時47）ら2人が死亡した事故で、愛媛県警松山西署は18日、業務上過失致死死傷容疑で、同社の社長（61）と工場長（58）、現場責任者の3人を松山地検に書類送検した。送検容疑は、昨年7月7日、コンクリートの原料の砂を貯蔵する「骨材ヤード」（縦6メートル、奥行き6メートル、高さ9メートル）の砂をかき出す作業の際、安全帯を付けさせるなどの安全管理や指導を怠ったとしている。同署によると、当時骨材ヤード内には高さ約6メートルの砂が入っており、3人が事故を予見できたと判断した。また、松山労働基準監督署は同日、危険防止を怠ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで、同社と同社工場長（58）を松山地検に書類送検した。
産経新聞 2013.3.19 02:03

松山・コンクリ工場生き埋め-社長ら3人書類送検--松山西署と労基署 / 愛媛

昨年7月に松山市馬木町の「愛媛産光コンクリート工業松山工場」で男性作業員4人が生き埋めになり、2人が死亡した事故で、松山西署は18日、同社社長（61）＝同市＝ら3人を業務上過失致死死傷の疑いで松山地検に書類送検した。他の2人は、同工場長（58）＝同＝と、事故で死亡した現場責任者（当時47歳）＝同＝。

災害調査を実施すると

必ず、**災害調査復命書** を作成することになる

調査終了時点で復命書を作成するが、
死亡事故などは厚生労働本省まで、その写しが上がる

→ 法規制の必要性についての検討材料

許認可調査

事業場から出される
許可・認可の申請



目安期間内までに調査を完了
必要に応じて実地調査を実施する

調査の日程は調整が可能

未払賃金立替払実地調査

基本的には労働者
からの申請



会社が事業を停止しているかどうか
事実調査を行う

基本は、申告監督が前置

司法捜査

労働基準法など法
令違反について
送検することを目的



刑事訴訟法に基づく権限

社労士として関わることは
できない

監督官の臨検監督等の拒否

臨検監督



司法捜査

各法令に基づく権限
裁判所の許可などは不要
拒否すると**罰則の適用**を受ける

第百一条(第百条第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は女性主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

裁判所による搜索差押許可証がなければ、任意での捜査

→ **拒否可能**

臨検監督の
拒否等

実際には

すぐに罰則を適用することはない

が、

役所に対する心証が、非常に悪い

臨検監督の拒否事案

当初 担当1人



次回 担当+上司



その次、複数で写真撮影(実況見分)

もともとの臨検理由に法令違反の疑いが強い場合、その時点で**捜索差押許可証**を持っていることも

その回は見逃された場合でも

次回に、申告や情報などがもたらされた場合



前触れなく、強制捜査を受ける可能性がある

臨検監督の 拒否等

事件として立件される可能性があるが、

それよりも

臨検拒否を行う姿を労働者に見せてしま
うことの方が痛手



役所と喧嘩しても、損は
あっても得はなし

51

責任者や担当者が不在の場合など

簡単に状況を説明したうえで、後日に先延ばし
してもらうことは可能

後日の臨検監督の際に、**社労士**同席が可能になる

あまり口を挟ませるのも印象が悪い
→ 隠し立てしているのではなど**余計な疑念**を抱かせてしまう

完璧な是正報告書を作成するほうが効果的

確認事項

何を主眼として臨検監督を行ったかにより異なる

労働時間の問題
賃金の支払い状況
就業規則の整備
雇入れの際の通知書交付状況
健康診断の実施状況
安全衛生委員会の開催状況
派遣労働者の場合、派遣先が元での契約状況を把握しているか
管理監督者の扱い

53

建設現場

現場の安全衛生管理状況の確認

足場や手すりの設置状況
開口部の状況
安全帯の着用状況
丸のこなどの安全装置状況
危険個所の立ち入り規制状況
作業主任者などの資格の状況
地下ピットなどの酸欠対策
安全衛生協議会の開催状況
新規入場者教育
届け出書類の確認

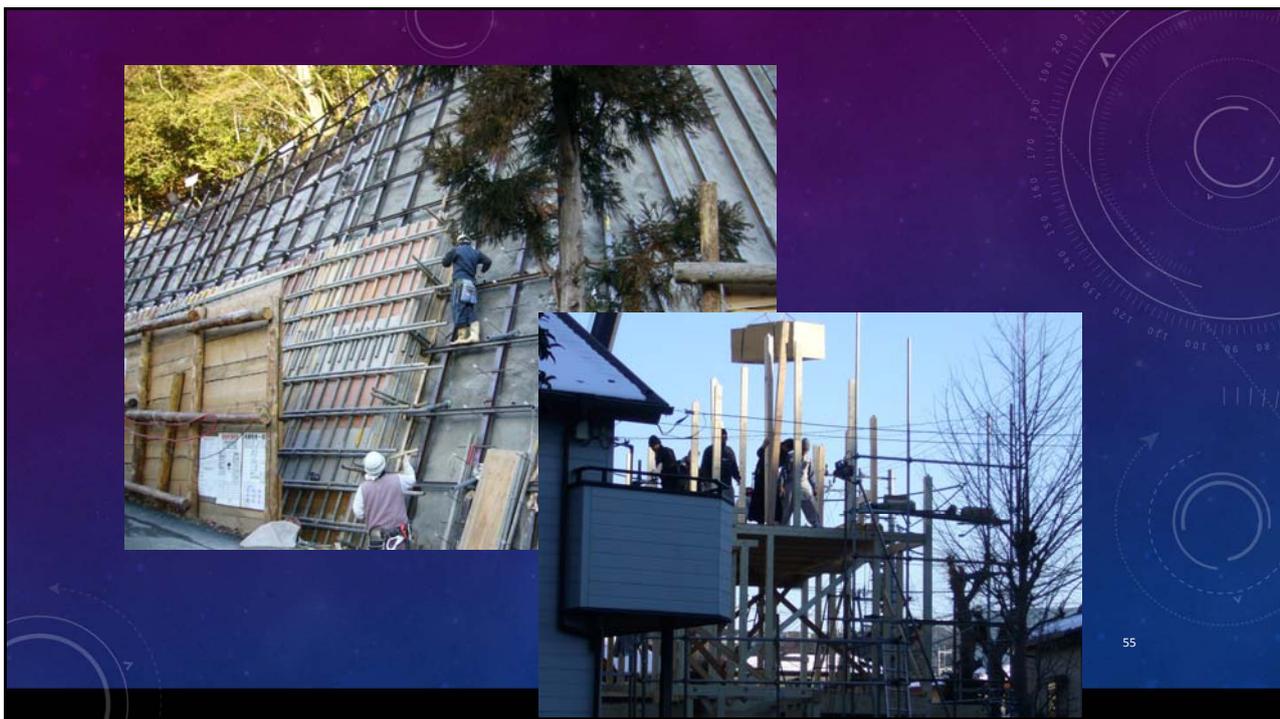


作業日報の確認



問題発覚の端緒となることもある
(虚偽報告)

54



製造現場

現場の安全衛生管理状況の確認

- 機械等の設置状況
- 開口部の状況
- 保護具の着用状況
- フォークリフト等の状況
- 丸のこなどの安全装置状況
- 危険個所の立ち入り規制状況
- 作業主任者などの資格の状況
- 届け出書類の確認
- 派遣労働者の扱い



57



58

問題の指摘

是正勧告書

法令違反等があるため、その違反を解消し、過去にさかのぼり是正を求めるために交付する文書

使用停止等命令書

緊急に改善しないと、生命や身体への危険を及ぼす恐れのあるものに使用を禁止したり、改善を命令する行政文書

指導票

法令違反等はないが、そのままにしておくことが望ましくない状況に対して改善を要求する文書

59

是正報告書

指定された期日までに、指摘を受けた事項に対して、どのように改善を行ったのか報告する



具体的に改善した結果を
写真や資格証の写し、残業代支払いの計算書や
受取書などを添付する

60

命令書以外、あくまでも、改善する・しないは任意

書面を交付した監督官



その後復命して完結させる必要がある
完結しない事案は、いつまでも手持ち
是正報告がない場合に送検もありうる

61

臨検監督に臨む姿勢

基本的におどおどしないこと

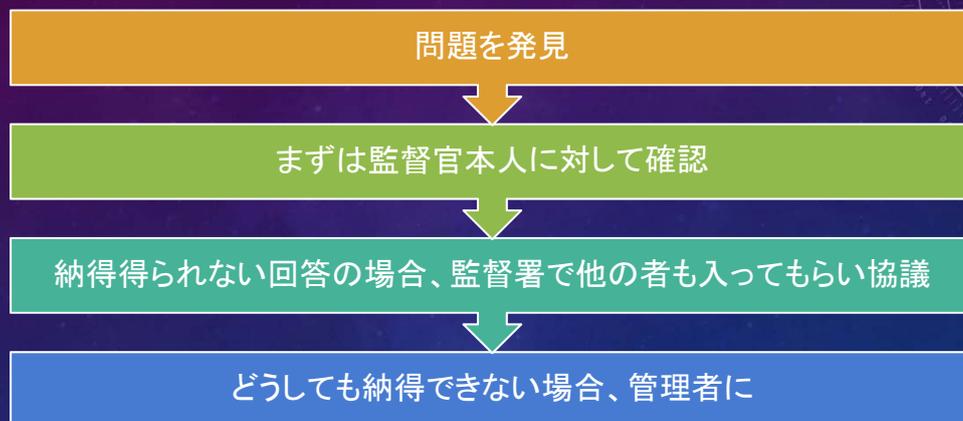
監督官の求めに応じて、あるものはある、ないものはないとする
すぐに送検ということは、初回の監督の場合はない

後で作ったりすると、虚偽報告により罰則適用も

- ▼ 調査に行った際、ない書類を作っていて、送検したこともある(略式起訴され有罪確定)

62

監督官の行う指導に問題があった場合



63

社労士という立場で喧嘩をすると

困るのは事業場

喧嘩しても、メリットがない
局にすぐに連絡しても、再び事業場に臨検することも

当然、監督官に当たり外れがある
会社が困らないように交通整理をするのが、本来の役目

64

労働基準監督官

労働基準法など労働関係法令を遵守させることを目的

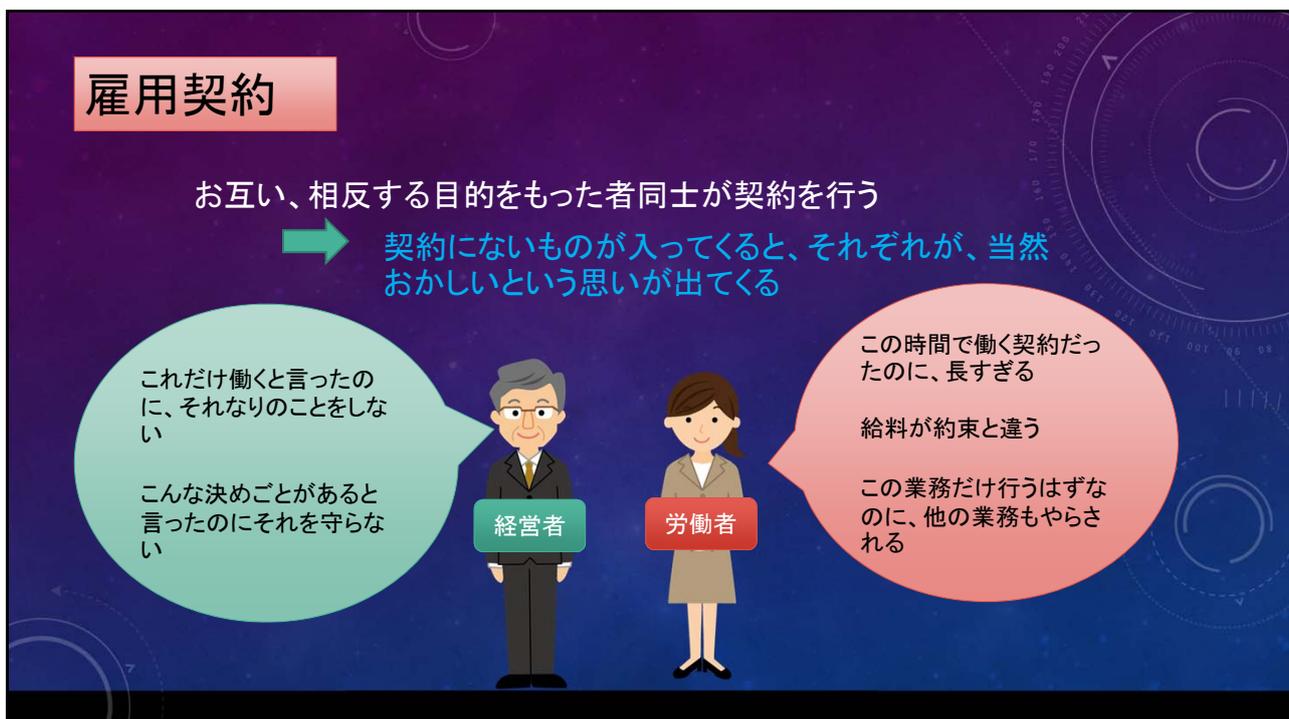
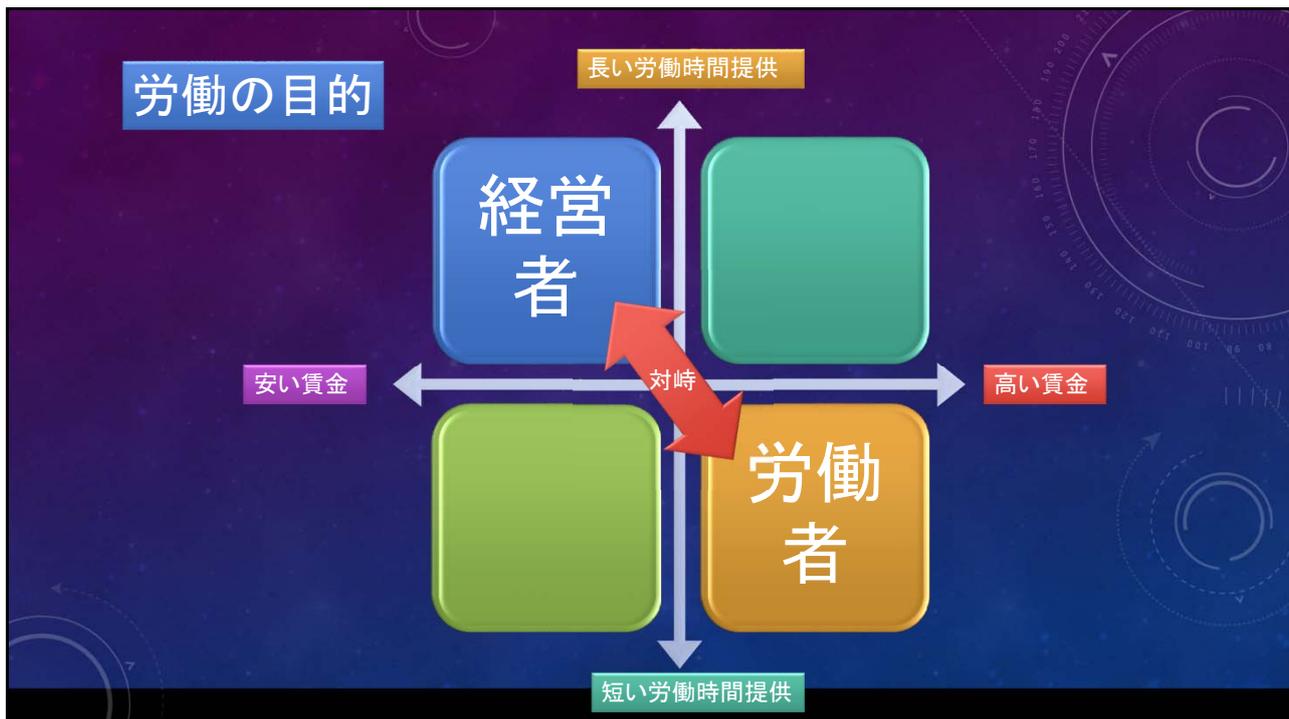


労働者の味方でも経営者の味方でもないことを再認識してもらいたい

65

第2部 労使トラブル未然防止のために





平成24年中に監督署の窓口・労働局企画室窓口で受けた相談の状況

	総件数	うち民事上の紛争	助言・指導申出	あっせん申請
全国	1,067,210	254,719	10,363	6,047
愛媛	9,702	2,223	101	48

民事上の紛争の内容

	民事上の紛争	いじめ	解雇
全国	254,719	51,670	51,515
福岡	2,223	511	462

ここ数年来、いじめ・嫌がらせの相談が増加傾向

民事上の問題以外の問題の相談が圧倒的に多い

- 解雇の手続きに関するトラブル
- 賃金不払いのトラブル
- 残業代不払いのトラブル
- 長時間労働に関するトラブル
- 有給休暇の付与に関するトラブル



臨検監督が実施されることになる

不満が起きると、直接行動に出る場合もあるし、黙って蓄積させて爆発の時を待つ場合もある

普段からガスを噴出させているなら、大爆発は起きにくい
いが、周囲からうるさいやつと思われる

- ▼ 社長がうるさいと、従業員は働きづらい
パワハラになる場合も
- ▼ 従業員がうるさいと、経営者は煙たがる
辞めさせられてしまい、別の労働問題が発生することも

黙っていると、大爆発を起こした際、どうしようもない方向に向かってしまうこともある

- ▼ 辞めた後にトラブル
支援団体を巻き込んだ大騒動
刑事告訴
民事訴訟
殺人事件などの刑事事件(実例あり)

基本的スタンス

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第2条

個別労働関係紛争の当事者は、**早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めなければならない**



解決しようという意思があることを明らかにしておくことが重要

そうしないと、相手は、**他の相談機関や、外部の労働組合など**の支援組織に駆け込む可能性がある

最悪のシナリオ

支援団体がつく

報道にリークされる

裁判等になる

掲示板などで散々書かれる



あっせんも含めたADR(裁判外紛争解決手続)

判例をもとにして解決を図っていくが、基本は**歩み寄り**

従業員、経営者が、どれだけ法令上の問題、就業規則の内容を認識しているか
日頃からの読み込みを行っておくこと
従業員を注意する際には、何が問題なのか、規則がどこなのか明らかにする

解決に裏技はない

トラブル時には、お互いの妥協がどこまでできるか

➡ お互いにデメリットを説明
妥協点を探る必要

表に出てしまうとメリットがないことを明確にする

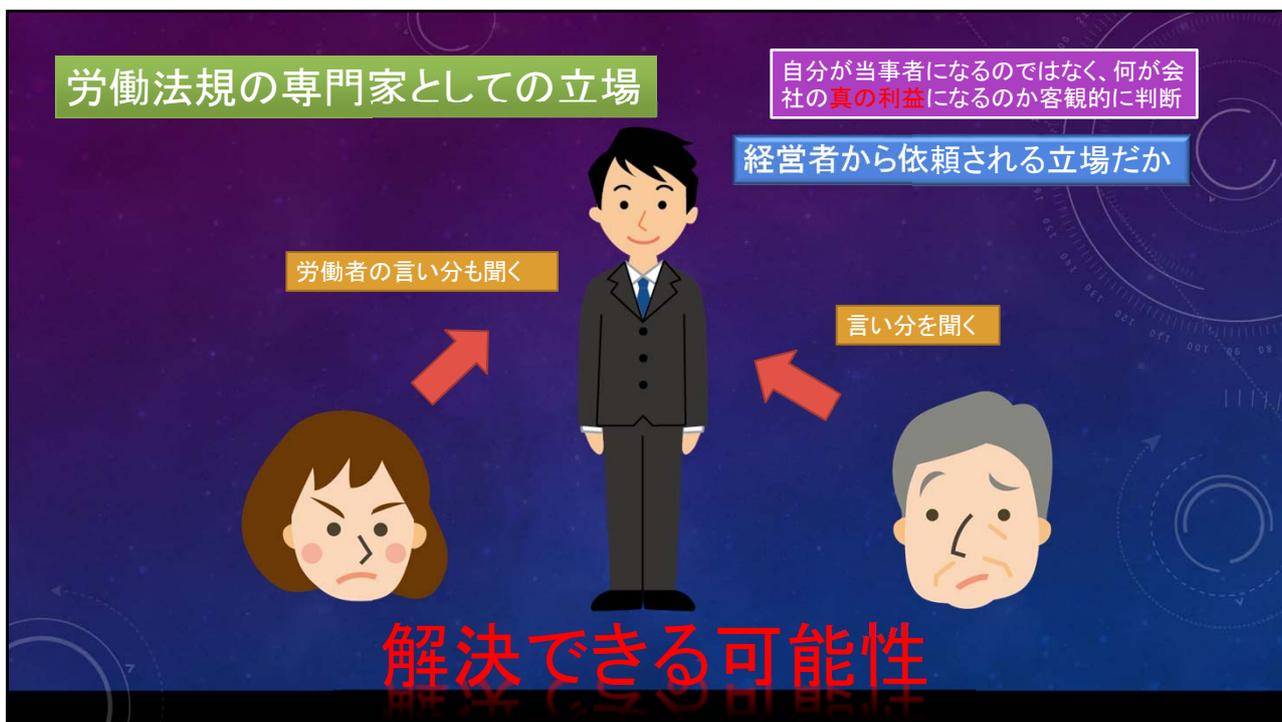
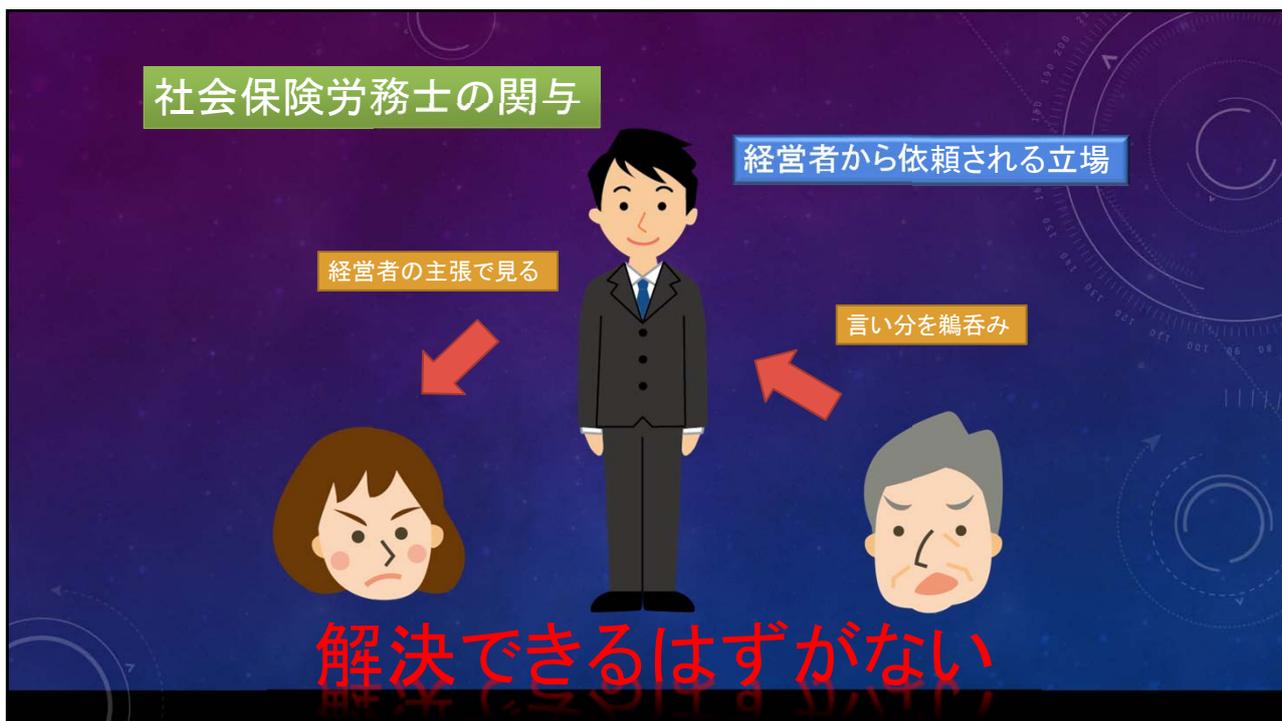
落とし所を見つけてあげること

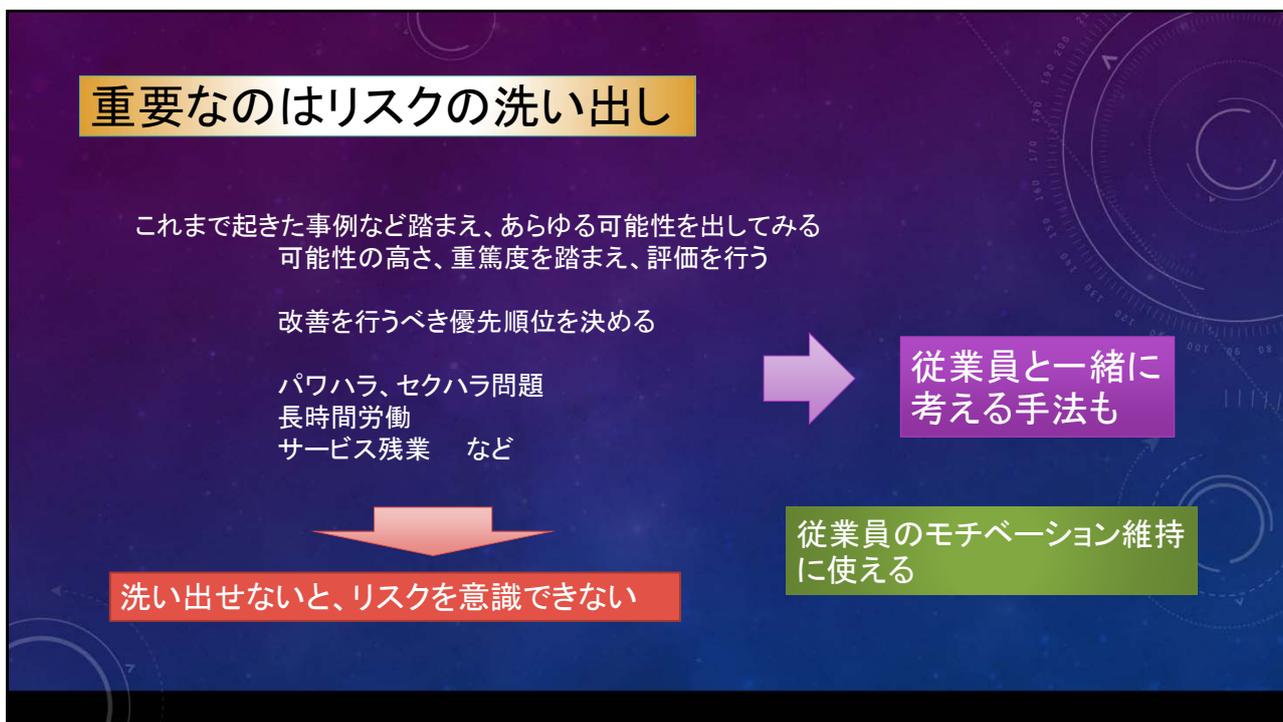
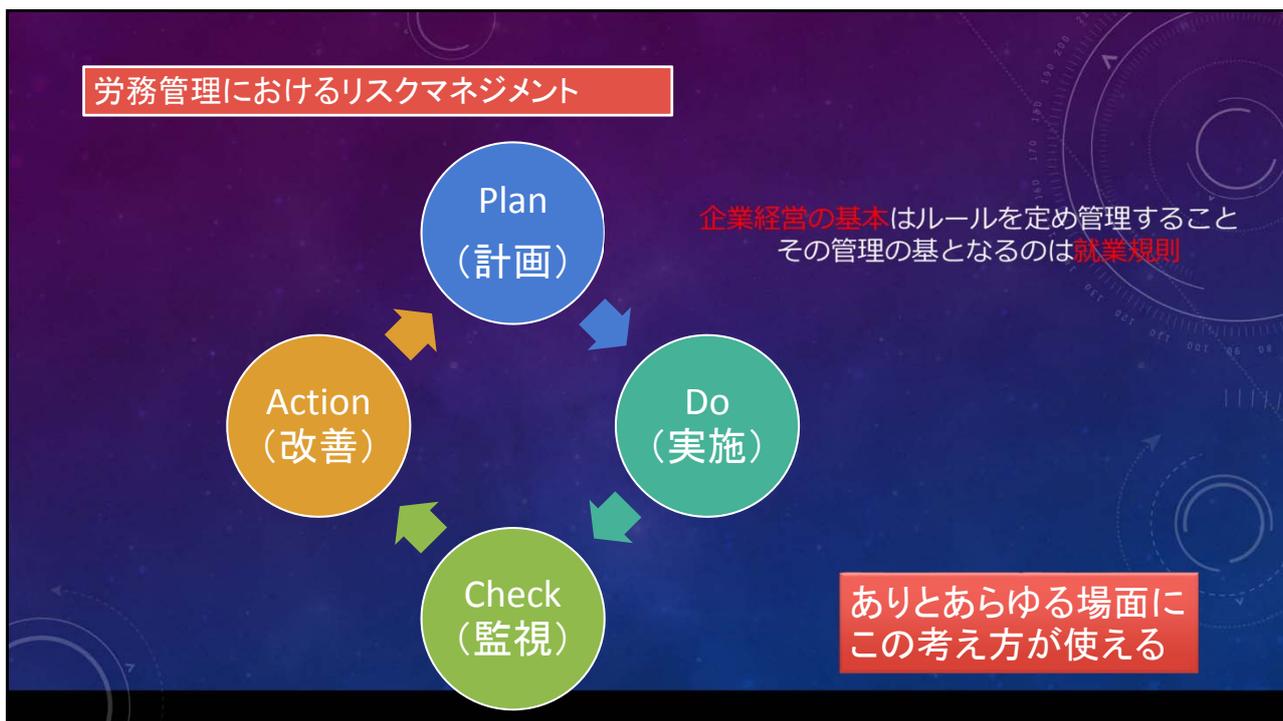
振り上げたこぶしを下ろさせるために、どうするのか

とにかく冷静に対応

しかし冷たくしてはいけない







改正労働契約法

5年後にトラブル
のリスクが

有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換させる仕組みを導入

有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化

期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならない

改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止

継続雇用の対象
者のトラブル発
生のリスクが

継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大

義務違反の企業に対する公表規定の導入

- 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

- 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠

その他

- 厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置

